

不服申立て事案答申第 256 号
不服申立て事案諮問第 277 号
件名：来庁者カードの開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定したことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 9 月 28 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 10 月 12 日付けで行った開示決定について、開示された文書以外にも該当する文書が存在するため、開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 本件開示請求の受理

令和 5 年 9 月 28 日、審査請求人は B 警察署において、審査請求人が B 警察署へ提出したとする来庁者カードの開示を求める本件開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、私が B 警察署に対して提出した来庁者カード（請求日現在 B 警察署で保管するもの）と記載されていた。

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

B 警察署で保管される来庁者カードとは、令和 4 年 5 月 23 日に一部改正されている B 警察署処務細則（平成 28 年署令第 21 号。以下「処務細則」という。）第 18 条(1)に「来訪者があった場合は来訪者カード（様式第 2）に氏名

等を記載させるものとする。」と規定された様式である。

なお、処務細則本文中では「来訪者カード（様式第2）」とされ、実際の様式第2の表題では「来庁者カード」とされている。

来庁者カードは、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）第59条に規定される行政文書分類基準表に分類されない保存期間1年未満の行政文書であり、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成16年務警・総務発甲第140号）に「行政文書のうち決裁、認証又は供覧の手續を要しないもの」と規定される「共用文書」に位置づけられる行政文書である。

また、その廃棄については、個人の判断で自由に廃棄できないとされており、上司の了解を得た上で他に利用されるおそれのないように処分する必要がある。

B警察署における「来庁者カード」は、B警察署受付において来庁者があった場合に作成され、他に利用されないよう来庁者が退庁した即日担当者が上司の了解を得た上で廃棄する運用を行っている。

したがって、本件保有個人情報には存在するが、それ以前の来庁者カードは既に廃棄されており、保有していない。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報について、法第82条第1項の規定に基づき、全部を開示する決定をし、保有個人情報開示決定通知書（令和5年10月12日付け務警発第12310号）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)アのとおり、令和5年9月28日に審査請求人から提出を受けた来庁者カードが保有している全てのものである。

また、当該来庁者カードには、法第78条第1項に規定される不開示情報は含まれておらず、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する決定をしたものである。

よって、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、開示請求した当日分（令和5年9月28日）しか開示されなかったため、この日以前分の来庁者カードを開示することを求める旨主張している。

しかしながら、本件開示請求に係る保有個人情報は、「開示請求した当日分（令和5年9月28日）」しか存在せず、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求

は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、開示請求した当日である令和5年9月28日分しか開示されなかったため、令和5年9月27日以前分の来庁者カードを開示することを求める旨主張していることから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

処分庁は、別記1に掲げる開示請求に対して、別記2に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

処分庁によれば、B警察署における来庁者カードは、B警察署の受付において来庁者があった場合に作成され、他に利用されないことがないよう来庁者が退庁した即日に担当者が上司の了解を得た上で廃棄する運用を行っていることから、審査請求人が本件開示請求を行った日である令和5年9月28日に提出した来庁者カードは存在するが、令和5年9月27日以前の来庁者カードは既に廃棄されており、保有していないとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、本件開示請求の請求日である令和5年9月28日付のB警察署の来庁者カードであり、審査請求人の氏名が記載されていることから、本件開示請求の内容に合致することが認められる。

これらのことからすれば、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件保有個人情報以外の保有個人情報は存在しないとす
る処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記1

私がB署に対して提出した来庁者カード（請求日現在、B署で保管するもの）

別記2

令和5年9月28日、審査請求人がB警察署に来庁した際、記入、提出した来庁者カード

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 2. 6	諮問（弁明書の写しを添付）
6.11.11 (第243回審議会)	審議
6.12.16 (第244回審議会)	審議
7. 1. 29	答申